小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第３３９号

東京都江東区豊洲３－６－８－618

再生債務者　丸山　　亮

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成30年４月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第１０５号

京都市上京区元誓願寺通千本西入松屋町379番地　Ｙコーポ503

再生債務者　辻浦　英樹

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年４月17日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第４号

北海道北広島市美咲き野１丁目７番地６

再生債務者　中仙道　巌

1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年５月８日まで

4　一般異議申述期間　平成30年５月22日から平成30年５月29日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（再ロ）第１号

秋田県大館市花岡町字根井下314番地１

再生債務者　成田八重子

1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年５月14日まで

4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月11日まで

秋田地方裁判所大館支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第４号

千葉県四街道市旭ケ丘５丁目20番４号

再生債務者　江村　政幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年５月10日まで

平成30年４月16日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再ロ）第１９号

札幌市豊平区西岡３条２丁目２番４－405号

再生債務者　前田　寛之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年５月14日まで

平成30年４月16日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再ロ）第５号

香川県木田郡三木町大字上高岡92番地

再生債務者　松山　竜平

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年５月15日まで

平成30年４月17日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（再ロ）第１２号

埼玉県入間市鍵山１丁目16番14号

再生債務者　山崎　　豊

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年５月17日まで

平成30年４月16日

さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成３０年（再ロ）第１号

山口県下関市豊浦町大字川棚1506番地12　ソレアードエムＣ　202号

再生債務者　林　　辰弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月16日

山口地方裁判所下関支部再生係

参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成30年３月30日　　参議院共済組合代表者　参議院議長　伊達　忠一

第28条第１項の表中「$\frac{4.32}{1,000}$」を「$\frac{6.48}{1,000}$」に、「$\frac{8.64}{1,000}$」を「$\frac{12.96}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成30年４月１日から施行する。

2　変更後の第28条第１項の規定は、平成30年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年４月９日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成30年４月25日

東京都中央区日本橋小伝馬町16番５号

全国珍味厚生年金基金

代表清算人　小中　庸禎

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年４月９日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　小中　庸禎

2．住所　東京都中央区日本橋小伝馬町16番５号

平成30年４月25日　全国珍味厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

両法人の総社員の同意は平成三十年四月十七日に得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号

（甲）ＮＴＳ総合社会保険労務士法人

代表社員　市川　慶昭

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目二六番五号

（乙）社会保険労務士法人人事サポート

センター　代表社員　坂田　正巳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、甲及び乙ともに最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月十八日

掲載頁　五十七頁（号外第八十七号）

平成三十年四月二十五日

東京都文京区本駒込五丁目七三番三号

（甲）柴田園芸刃物株式会社

代表取締役　柴田　　貢

東京都文京区本駒込五丁目七三番五号

（乙）みのる産業株式会社

代表取締役　柴田　　貢